

未来へつなぐ元気な農山村創造事業実施要領

制 定 令和4年6月23日付け 農振一 270
最終改正 令和6年4月 1日付け 5農振一 1236

第1 事業の趣旨

人口減少や高齢化が進行する農山漁村地域において、多様な人材の参画のもとで地域資源を生かした地域活性化を目指すプランづくりから、地域特産物のブランド化や地域資源と観光等の他分野との組み合わせによる新ビジネスの創出までを総合的に支援し、所得向上と雇用の確保を図り、元気で持続的な農山村を創造する。

第2 事業の対象地域

事業の対象地域は、農山漁村地域とし、かつ、地域の実情に応じた範囲とする。

第3 事業内容

本実施要領の対象となる事業及び内容は、次に掲げるものとする。

1 元気な農山村創造プラン策定事業

多様な人材の参画のもとで地域資源を生かした地域活性化を目指すプランの策定を支援するもので、詳細の運用は別紙1によるものとする。

2 農山村発新ビジネス創出事業

元気な農山村創造プランに基づく、地域特産物のブランド化や観光等の他分野との組み合わせによる新たなビジネスの創出に必要な取組を支援するもので、詳細の運用は別紙2によるものとする。

第4 事業実施主体

- 第3の1の事業実施主体は、農林漁業者に加え、多様な人材の参画の下で構成する協議会（以下、単に「協議会」という。）とする。
- 第3の2の事業実施主体は、協議会又は元気な農山村創造プランにおいてビジネスの取組目標の実施主体に位置づけられた個人・団体とする。

第5 事業の実施期間

本事業の実施期間は、令和4年度から令和7年度までとする。

ただし、第3の1の事業は原則1年、第3の2の事業は元気な農山村創造プランに位置づけたビジネスの取組目標毎に原則2年以内とする。

第6 事業の実施手続き

- 第3の1の事業実施主体は、事業実施計画書（様式2）を作成し、事業実施計画承認申請書（様式4）に添付し、市町村長の承認を得るものとする。
- 第3の2の事業実施主体は、事業実施計画書（様式3）を作成し、事業実施計画承認申請書（様式4）に添付し、市町村長の承認を得るものとする。
- 市町村長は、1及び2の実施計画書について、必要な指導及び調整を行うとともに、事業実施計画総括表（様式5）を作成し、事業実施計画承認申請書（様式6）に添付し、地域振興局長の承認を得るものとする。

- 4 地域振興局長は、前項の承認にあたっては、事業実施計画承認協議書（様式7）により、農林水産部長と協議するものとする。
- 5 農林水産部長は、前項の協議があったときは、事業実施計画の内容について精査及び審査を行い、事業実施の可否を決定し（様式8）により地域振興局長に回答するものとする。
- 6 地域振興局長は、前項の回答があったときは、（様式9）により市町村長に通知するものとする。
- 7 市町村長は、前項の通知があったときは、（様式10）により、事業実施主体に通知するものとする。
- 8 以下に掲げる事業実施計画の変更を行う場合の手続きは、1から7に準じて行うものとする。
 - (1) 事業費の増減
 - (2) 事業実施主体の変更
 - (3) 事業の中止
 - (4) 第3の2の事業にあつては、元氣な農山村創造プランの変更を伴う変更

第7 報 告

- 1 事業の実施状況報告
 - (1) 第3の1の事業実施主体は、当該年度における実施状況報告書（様式2）を作成し、（様式11）により当該年度の翌年度の4月末日までに市町村長に報告するものとする。
 - (2) 第3の2の事業実施主体は、目標年度（事業完了年度の翌々年度）に到達するまでの期間において、当該年度における実施状況報告書（様式3）を作成し、（様式11）により当該年度の翌年度の4月末日までに市町村長に報告するものとする。
 - (3) 市町村長は、(1)及び(2)の実施状況報告書を事業実施状況総括表（様式5）に取りまとめの上、（様式12）により当該年度の翌年度の5月末日までに地域振興局長に報告するものとする。
 - (4) 地域振興局長は、前項の報告があったときは（様式13）により当該年度の6月10日までに農林水産部長に報告するものとする。
- 2 事業の実施状況に対する指導
 - (1) 1の(1)及び(2)により報告を受けた市町村長は、その内容を点検し、必要に応じて事業実施主体に対し、改善等の指導を行うとともに、事業の目標に対して達成が遅れている場合には、改善計画の策定指導など目標達成に向けた措置を講ずるものとし、また、これを遅滞なく地域振興局長に報告するものとする。
 - (2) 地域振興局長は事業実施状況報告を分析し、より事業効果が高まるよう、市町村長とともに事業実施主体に対する指導に努めるものとする。

第8 助 成

県は、予算の範囲内において、本事業の実施に要する経費について、次により助成を行うものとする。

- 1 補助金交付事務等の取扱いに関しては、秋田県財務規則及び秋田県農業農村整備関係補助金及び交付金等交付要綱に定めるとおりとする。
- 2 県の補助金額は、消費税抜きの総事業費に補助率を乗じた額以内とする。（千円未満切り捨て）ただし、消費税課税事業者でない者、簡易課税を選択している者は、消

費税込みの事業費で算出することができる。

- 3 第3の2の事業については、事業の実施主体あたりの補助金額が200千円未満のものは補助対象としない。ただし、入札、見積り合わせ等の結果、200千円未満となったものについては補助対象とする。
- 4 事業実施後に採択基準等を満たさないことが明らかになった場合は、補助金の返還を求めることができるものとする。ただし、やむを得ない事情として認められた場合は、この限りではない。

第9 事業の推進指導

1 関係団体との連携

県及び市町村は、元気な農山村創造プランの策定及び、これに基づき実施する事業の円滑かつ適正な推進に資するため、関係団体と連携を図りながら、推進指導を行うものとする。

2 関連施策との一体的な推進

本事業の推進にあたり、県及び市町村は、地域づくり及び担い手の育成など、関連施策との一体的な推進に努めるものとする。

3 市町村による協調助成

市町村は、より一層の事業効果の発現を図るため、県と協調して助成を行うよう努めるものとし、そのガイドラインは第3の1の事業は補助対象経費の1/2、第3の2の事業は1/12とする。

第10 その他

この要領に定めるもののほか、本事業の実施に関し必要な事項は、別に定めるところによるものとする。

第11 事業関係の様式

事業関係の様式は、次に掲げるとおりとする。

- | | |
|----------------------------------|-----------|
| 1 元気な農山村創造プラン | (様式1) |
| 2 元気な農山村創造プラン策定事業 実施計画書(実施状況報告書) | (様式2) |
| 3 農山村発新ビジネス創出事業 実施計画書(実施状況報告書) | (様式3) |
| 4 未来へつなぐ元気な農山村創造事業 実施計画の承認申請関係様式 | (様式4～7) |
| 5 未来へつなぐ元気な農山村創造事業 実施計画の承認通知関係様式 | (様式8～10) |
| 6 未来へつなぐ元気な農山村創造事業 実施状況報告関係様式 | (様式11～13) |
| 7 元気な農山村創造プラン協議関係様式 | (様式14～16) |
| 8 元気な農山村創造プラン承認関係様式 | (様式17～18) |

附則

この要領は令和4年6月23日から施行する。

この要領は令和5年4月3日から施行する。

この要領は令和6年4月1日から施行する。

別紙 1（元気な農山村創造プラン策定事業）

第 1 事業採択基準

次の全ての要件を満たすこと。

- 1 地域特産物のブランド化や新ビジネス創出に向けて、以下の要件を満たす協議会が設置されていること。
 - (1) 農林漁業者に加え、多様な人材が参画していると認められること。
 - (2) 次世代への継承など取組の持続性も含め、必要な人材が参画していると認められること。
- 2 地域の活力の創出に向けて、取組に関わる者の裾野の拡大に繋がる取組が行われること。
- 3 地域内で活動する協議会の構成員に、「秋田県農山漁村プロデューサー養成講座 AKITA RISE（入門編・実践編）」の受講者（事業実施予定年度に受講予定のものを含む。）を含むこと。

第 2 事業内容

- 1 協議会は、「元気な農山村創造プラン」を（様式 1）により策定するものとする。
- 2 本事業の支援対象は次のとおりとする。
 - (1) 協議会の運営・開催
 - (2) ワークショップの開催等
 - (3) 研修の受講等
 - (4) アドバイザーの招へい
 - (5) 先進事例調査や市場調査等
 - (6) その他プラン策定に必要な事項
- 3 協議会は、元気な農山村創造プランの承認について、（様式14）により農林水産部長へ協議するものとする。
- 4 3の協議は、（様式15）により市町村長、（様式16）により地域振興局長を経由するものとする。
- 5 農林水産部長は、3の協議があったときは、仕事及び活力の創出の両面から総合的に内容を審査し、（様式17）により協議会長へ承認を行い、（様式18）により地域振興局長及び市町村長に元気な農山村創造プランの承認通知を行うものとする。
- 6 元気な農山村創造プランの変更（元気な農山村創造プラン「5．農山村発新ビジネス創出事業計画」における取組内容毎の事業費の3割以内の増減は除く）を行う場合の手続きは、3から5に準じて行うものとする。

第 3 補助率等

本事業の補助率は 1 / 2 以内（補助金の上限金額300千円）とする。

別紙2（農山村発新ビジネス創出事業）

第1 事業採択基準

次の全ての要件を満たすこと。

- 1 元気な農山村創造プランでビジネスの取組目標が設定された取組であること。なお、一つの取組目標毎に一つの事業を実施することができることとする。
- 2 事業実施主体の目標年度（事業完了年度の翌々年度）の事業に係る売上額が、現状値より10%以上増加することが見込まれること。
現状で売上がない場合は、目標年度（事業完了年度の翌々年度）における売上額が、元気な農山村創造プラン目標売上額以上となることが見込まれること。
- 3 事業実施主体を個人・団体とする場合にあっては、元気な農山村創造プランの実現に向けて、協議会が一体となって取り組むこと。
- 4 地域外の個人・団体を事業実施主体としようとする場合にあっては、地域内の個人・団体では、元気な農山村創造プランの実現が困難であると認められること。

第2 事業内容

- 1 「元気な農山村創造プラン」に基づき、地域特産物のブランド化や地域資源と観光等の他分野との組み合わせによる新ビジネスを創出するものとする。
- 2 本事業の支援対象は次のとおりとする。
 - (1) 地域特産物の生産、加工及び商品化に必要な施設・機械等の整備
 - (2) 新規導入作物の試験栽培や新商品の試作・開発
 - (3) 新ビジネスに必要な施設・機械等の整備
 - (4) マーケティング活動や販売促進活動
 - (5) その他、地域特産物のブランド化や新ビジネスの創出に必要な取組

第3 補助率等

本事業の補助率は1／2以内（補助金の上限金額2,500千円／年度）とする。

ただし、新ビジネスの創出と交流拠点機能を併せ持つ整備を伴う取組は、補助金の上限金額500千円加算（1年度限り）とする。

未来へつなぐ元気な農山村創造事業の実施基準及び実施にあたっての留意事項

1 用語の定義

(1) 地域特産物のブランド化

農林水産物等について、単なる系統・市場出荷等ではなく、2次・3次産業との連携を図るなどして、再生産可能な価格での販路を確保する取組をいう。

(2) 新ビジネス

農地、森林、景観、文化、歴史などの地域にある地域資源と観光や飲食等の他分野との組み合わせによる六次産業化に限らないビジネスをいう。

2 補助対象となる活動経費及び機械・施設等

要領別紙1、2の事業内容のうち、補助対象となる活動経費及び機械・施設等に関しては、次の事項に留意すること。

(1) 補助対象となる活動経費、機械・施設等の規模及び構造等は、事業実施計画の目標などそれぞれの目的に合致したものであって、過剰投資とならないよう検討し、必要不可欠かつ必要最小限度のものとする。

なお、活動経費については、協議会の構成員が参加する研修や先進地事例調査及び市場調査等に係る受講費、旅費等の実費費用を補助対象とする。

(2) 既存機械・施設等を廃棄し、その代替として同種、同規模及び同効用の機械・施設等の導入（いわゆる更新）する場合は補助対象としない。また、リースで使用している機械・施設等のリース期間満了等による導入についても補助対象としない。

(3) 汎用性の高いトラクター、トラック、フロントローダー等の車両運搬具は補助対象としない。

ただし、地域特産物の生産等に必要不可欠なトラクターのアタッチメント等は、補助対象とすることができる。

(4) ビニールハウス等の農作物生産用施設整備に付帯する電気設備工事については、施設敷地内に設置する受電設備以降を補助対象とする。

(5) 新ビジネスのための直売所、農泊施設、農家レストラン等の実践施設・機械等の整備のための工事請負費は補助対象とする。

(6) 事業実施主体で実施することが困難な取組の業務委託は補助対象とする。

(7) 維持管理費用及び汎用性のある備品は、原則として補助対象としない。

3 事業実施にあたっての留意事項

(1) 本事業の事業費は、事業実施地域及び事業の実情に即した適正な現地実行価格により算定するものとする。

(2) 事業の実施に当たっては、入札や見積合わせ等により適正に事業を施行するものとする。

(3) 事業費の低減を図るため適切と認められる場合は、直営施行を認めることとし、次により取り扱うものとする。

ア 直営施工の考え方

直営施工によるケースは、事業実施主体の労働力で賄うことが可能な場合が大部分と思われることから、事業実施主体の経済的負担軽減、予算の効率的執行の観点から自助努力で行うべきものとする。

イ 補助対象経費

補助対象経費は、資材費及び臨時雇用する作業員の賃金とし、事業実施主体（構成員を含む）の賃金及び諸経費は補助対象外とする。

ウ 作業員賃金を補助対象とする場合の手続

(ア) 事業実施計画策定時

事業実施主体は、事業実施計画書に次の書類を添付するものとする。

設計書、工程表、作業員の賃金根拠（労務単価表等）、外注の場合の参考見積

(イ) 事業実施時

事業実施主体は、事業実施期間中、作業日誌を整備し、作業員の従事記録（作業時間、休憩時間等）を明らかにするものとする。

(ウ) 事業完了後

事業実施主体は、雇用した作業員の賃金を支払い、領収証、口座振込依頼書等賃金を支払ったことを客観的に確認できる書類を整備するものとする。

4 機械・施設等の管理運営

事業実施主体は、本事業によって整備した機械・施設等に係る財産管理台帳を整備するとともに、事業実施計画に従って、適正に管理運営するものとする。

5 その他

本事業で導入した施設等については、継続的な効果の発現を図るため、原則として保険事業や共済事業への積極的な加入に努めるものとする。